

平成十四年八月三十日受領
答弁第一九二号

内閣衆質一五四第一九二号

平成十四年八月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出残留農薬の基準値の根拠に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出残留農薬の基準値の根拠に関する質問に対する答弁書

一及び四について

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）において定められている残留農薬に関する食品の成分規格（以下「残留基準」という。）は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第七条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて設定しているところであるが、この残留基準におけるそれぞれの農薬の基準値については、各農産物の一日当たりの摂取量及び基準値案を基に推定される農薬の摂取量の合計を、許容一日摂取量（人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量）の範囲内に収めることを基本的な考え方としつつ、国内での農薬使用状況に基づく残留の程度のほか、国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）合同の食品規格委員会（コーデックス委員会）が定める基準値（以下「国際基準値」という。）、諸外国における基準値等を参考として設定しているところであり、当該農産物の国内生産量又は輸入量は考慮していない。

お尋ねのほうれんそうに係るクロルピリホスの基準値〇・〇一ppmはオーストラリアの基準値を、こ

まつなに係るクロルピリホスの基準値二・〇ppm及びキャベツに係るクロルピリホスの基準値一・〇ppmはそれぞれ米国の基準値を、はくさいに係るクロルピリホスの基準値一・〇ppmは国際基準値を参考として、前述の基本的な考え方に基づき設定したものである。

二について

お尋ねのこまつな、はくさい、キャベツ及びほうれんそうの平成九年から平成十三年までの国内生産量は、別表第一のとおりであり、これらの輸入量及び輸入国又は輸入地域は、別表第二のとおりである。

三について

農産物ごとに設定されたクロルピリホスの基準値並びに当該農産物の輸入量及び国内生産量は、別表第三のとおりである。

別表第一 こまつな、はくさい、キャベツ及びほうれんそうの平成9年から平成13年までの国内生産量
(トン)

農産物名	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
こまつな	—	56,111	—	56,833	—
はくさい	1,135,000	989,900	1,079,000	1,036,000	1,037,000
キャベツ	1,502,000	1,407,000	1,476,000	1,449,000	1,435,000
ほうれんそう	331,000	322,300	329,000	316,400	319,300

備考

- こまつなについては、農林水産省「地域特産野菜の生産状況」によるものであり、平成9年、平成11年及び平成13年については、調査を実施していないことから把握していない。
- はくさい、キャベツ及びほうれんそうについては、農林水産省「野菜生産出荷統計」によるものであり、平成13年については、速報値である。

別表第二 こまつな、はくさい、キャベツ及びほうれんそうの平成9年から平成13年までの輸入量
(トン)及び輸入国又は輸入地域

農産物名	輸入国又は輸入地域	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
こまつな、はくさい及びキャベツ	全体	3,402	43,130	42,119	21,360	51,331
	中華人民共和国	1,346	30,726	28,977	19,638	42,705
	大韓民国	111	10,564	5,645	316	6,738
	台湾	1,704	902	6,061	640	1,288
	オーストラリア	32	145	101	45	509
	インドネシア	138	285	1,181	697	87
	米国	54	31	110	11	4
	オランダ	0	4	5	1	1
	マレーシア					1
	メキシコ					0
	フランス					0
	ロシア		323			
	タイ	8	18	20	13	
	ヴェトナム		124	17		
	イタリア			2		
ニュー・ジージーランド	9	8				
イスラエル	0					
ポルトガル	1					
ほうれんそう	全体	30,641	45,826	44,432	45,001	50,957
	中華人民共和国	30,256	45,597	44,315	44,930	50,873
	台湾	80	37	11	23	57
	フランス	44	15	20	13	10
	米国	241	129	64	20	8
	カナダ					4
	ヴェトナム					3
	大韓民国					1
	タイ			15	13	
	ベルギー				4	
	オランダ		48	7		
	ニュー・カレドニア	15				
	香港	5				

備考

- 財務省「貿易統計」による。
- 輸入量は、「貿易統計」上の区分による輸入実績を把握可能な範囲で計上したものであり、こまつな、はくさい及びキャベツの輸入量については、あぶらな属の食用の野菜の輸入実績から「カリフラワー」、「芽キャベツ」及び「ブロッコリー」の輸入実績を除いた数値であり、ほうれんそうについては「ほうれん草、つるな及びやまほうれん草」の輸入実績である。
- 0とあるのは0.5トンに満たない輸入実績があることを表し、空欄は輸入実績が無いことを表している。

別表第三 農産物ごとに設定されたクロルピリホスの基準値並びに当該農産物の輸入量及び国内生産量

農産物	クロルピリホスの 基準値 (ppm)	輸入量 (トン)	国内生産量 (トン)
かぶ類の根	3.0	68,309	182,200
にんじん	0.5		690,300
カリフラワー	0.05	1,314	31,700
キャベツ	1.0	51,331	1,435,000
きょうな	2.0		—
ケール	1.0		—
こまつな	2.0		56,833
はくさい	1.0		1,037,000
かぶ類の根、カリフラワー、キャベツ、きょうな、ケール、こまつな、はくさい、西洋わさび、だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根、ブロッコリー、芽キャベツ及びクレソン以外のあぶらな科野菜	2.0		—
西洋わさび	0.01	6,573	1,243
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	3.0		1,870,000
サルシフィー	0.01		—
パースニップ	0.01		—
ブロッコリー	2.0	101,085	89,200
芽キャベツ	1.0	30	255
かんしよ	0.1	3,174	1,063,000
こんにやくいも	0.01	183	69,900
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.01	75,680	218,100
ばれいしよ	0.05	288,090	2,959,000
やまいも (長いもをいう。)	0.01	5,805	182,600
かんしよ、こんにやくいも、さといも類 (やつがしらを含む。)、ばれいしよ及びやまいも (長いもをいう。) 以外のいも類	0.02	13,383	—
かぼちや (スカッシュを含む。)	0.1	140,652	227,500
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1	61,234	735,400
アーティチョーク	0.01	8	—
エンダイブ	0.01	2,327	—
チコリ	0.01		—
ごぼう	0.01	88,283	177,900
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	8,648	553,800
しいたけ	0.01	45,554	72,460
マッシュルーム	0.05	13,372	2,578
しいたけ及びマッシュルーム以外のきのこ類	0.01	23,989	—
セロリ	0.05	6,882	37,000
トマト	0.5	194,017	797,600
なす	0.2	16,284	448,000
ピーマン	0.5	21,602	159,300
アスパラガス	0.5	40,616	21,708
たまねぎ	0.05	266,051	1,259,000
にんにく	0.01	28,973	18,288
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	37,753	526,900
わけぎ	0.01		5,350
アスパラガス、たまねぎ、にんにく、ねぎ (リーキを含む。) 及びわけぎ以外のゆり科野菜	0.01	24,760	—

えだまめ	0.1	79,882	77,500
さとうきび	0.1	3	1,499,000
しょうが	0.01	118,477	37,227
てんさい	0.05		3,796,000
ほうれんそう	0.01	50,957	319,300
未成熟いんげん	0.2	104,982	62,100
未成熟えんどう	0.1	40,348	38,138
クレソン	2.0	10,518	787
しろうり	0.01		10,604
かぼちや(スカッシュを含む。)、きゅうり (ガーキンを含む。)及びしろうり以外のう り科野菜	0.01		—
しゅんぎく	0.01		31,840
サルシフィー、アーティチョーク、エンダ イブ、チコリ、ごぼう、レタス(サラダ菜 及びちしやを含む。)及びしゅんぎく以外の きく科野菜	0.01		—
パセリ	0.01		9,179
みつば	0.01		16,546
にんじん、パースニップ、セロリ、パセリ 及びみつば以外のせり科野菜	0.01		—
トマト、なす及びピーマン以外のなす科野 菜	0.5		—
オクラ	0.1		10,858
上記以外の野菜	0.01		—

備考

- 1 輸入量は、財務省「貿易統計」上の区分による平成13年の輸入実績を把握可能な範囲で計上したものである。
なお、空欄は輸入実績が無いことを表している。
- 2 国内生産量は、原則として農林水産省「野菜生産出荷統計」の平成13年の速報値によるが、当該統計で把握できないものについては、農林水産省「作物統計」、農林水産省「地域特産野菜の生産状況」、農林水産省「特産農作物生産実績」又は林野庁「特用林産物需給動態調査」における直近の数値を用いている。
なお、「—」は国内生産量を把握していないことを表している。